

日本企業経営学会研究発表資格・投稿資格内規

2015年（平成27年）12月26日	施行
2016年（平成28年）8月26日	改訂
2019年（令和元年）5月11日	改訂
2019年（令和元年）8月21日	改訂
2023年（令和5年）2月11日	改訂
2024年（令和6年）9月3日	改訂

第1条（目的）

本規程は、本学会の全国大会・研究大会・国際学術研究大会の研究発表に関する資格・手続及び『企業経営研究』・『東 Asia 企業経営研究』・『国際学術研究大会発表論文集』の投稿に関する資格・手続を定めるものである。

第2条（全国大会・研究大会・国際学術研究大会の研究発表に関する資格・手続）

本学会の主催する全国大会・研究大会・国際学術研究大会で研究発表できる者は本会の会員とする。

研究発表できる者は全国大会・研究大会・国際学術研究大会案内時点で会員であることを条件とする。

大学院博士課程の者は会員である指導教員の承認を得るものとする。

大学院修士課程の会員は会員である指導教員との共同発表とする。ただし2024年9月4日以降は日本企業経営学会入会資格内規第2条（入会資格）に該当する者に限る。

2. 研究発表希望者は当該研究大会実行委員長へ申込期日までに発表を申し込む。

申込者は自身の研究発表の司会・コメンテータを指名することはできない。

当該研究大会実行委員長は申し込みのあった研究発表に対する司会・コメンテータを選任する。司会・コメンテータ選任に際して当該研究大会実行委員長は、副理事長・理事長・副会長・最高顧問に意見を求めることができる。

当該発表の司会・コメンテータを選任できない場合は当該発表を受理しない。この場合、当該司会・コメンテータを受理できない旨を当該研究大会実行委員長は発表申込者に通知する。

3. 全国大会・研究大会・国際学術研究大会の参加申込者、発表者、司会・コメンテータは、支払い期日までに参加料を支払う。

支払った参加料は不可避の事情が当事者によって示される場合を除き返金しない。当該発表を受理しない場合においても審査料として扱い支払った参加料は返却しない。

- 支払期日までに参加料を支払わなかった発表者は、支払期日後に支払った場合であっても、発表自体を取り消す。この場合支払った参加料の返金はしない。
4. 確定した大会プログラムは、発表者が欠席の場合であっても、繰り上げなどの時間変更は行わない。
共同発表の場合、発表開始時点でプログラムに明記された発表者全員そろった場合のみ発表を認める。発表開始時点でプログラムに明記された発表者全員がそろわなかった場合、発表自体を取り消す。
 5. 国際学術研究大会は休止とする。

第3条（『企業経営研究』・『東 Asia 企業経営研究』・『国際学術研究大会発表論文集』の投稿に関する資格・手続）

- 本学会の『企業経営研究』・『東 Asia 企業経営研究』・『国際学術研究大会発表論文集』に投稿できる者は本会の会員とする。
2. 『企業経営研究』、『東 Asia 企業経営研究』・『国際学術研究大会発表論文集』に投稿できる者は直近の研究発表をしたものに限る。投稿内容は直近の研究発表した内容に限る。
大学院博士課程の投稿は会員である指導教員の承認を得た者に限る。
大学院修士課程の会員は会員である指導教員との共同執筆に限る。ただし2024年9月4日以降は日本企業経営学会入会資格内規第2条（入会資格）に該当する者に限る。
 3. 『企業経営研究』・『東 Asia 企業経営研究』・『国際学術研究大会発表論文集』に投稿希望者は論集編集委員長へ申込み期日までに投稿を申し込む。
投稿希望者は自身の原稿への査読者を指名することができない。
論集編集委員長は投稿希望のあった投稿に対する査読者を選任する。査読者選任に際して当該論集編集委員長は副理事長・理事長・副会長・最高顧問に意見を求めることができる。
査読者を選任できない場合は当該投稿を受理しない。この場合、当該論集編集委員長は投稿を受理できない旨を投稿者に通知する。
 4. 『国際学術研究大会発表論文集』は休止とする。

第4条（改訂）

この内規の改訂は常任理事会の議を経て会長が行う。

以上